平成２８年（フ）第３３９号
岡山市南区泉田４丁目19番20―２号グランヴィア芳泉Ｂ301
債務者　山内　恭子（旧姓八木田）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２号
大分県杵築市大字杵築1100番地１　祇園第一アパート301号
債務者　髙木　直美
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第６５４５号
東京都葛飾区新小岩１丁目22―16―103
債務者　室屋　治郎
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６０６号
東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目17―５
債務者　鎌田　京子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５０号
静岡県藤枝市高柳３丁目７番５号、旧住所静岡市駿河区八幡３丁目４番１―202号
債務者　青島　康雄
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８号
栃木県小山市西城南１丁目12番地47
債務者　千葉　朋子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第６４２号
東京都日野市栄町５丁目14番地の１コーポ栄101
債務者　加藤　楠男
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６４３号
東京都日野市栄町５丁目14番地の１コーポ栄101
債務者　神山賀代子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５５４号
神奈川県大和市林間２丁目21番15―206号
債務者　成井　　敏
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６７５号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地81―108
債務者　盛田　孝子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６９９号
横浜市中区尾上町４丁目56番地　加瀬ビル３Ｆ
債務者　高橋チャンこと　ワイクラン　チャン
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７１号
栃木県宇都宮市細谷町679番地６
債務者　小竹　国夫
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５９６号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑267番地７
債務者　秋澤　　委
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６２６号
横浜市港南区上大岡西３丁目11番２―307号
債務者　渡部みゆき
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６５４号
横浜市青葉区美しが丘４丁目20番地１　コーポフジＢ―101
債務者　小林　清孝
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部